耳嚢

増5
469
1

宮内省図書寮

日本文庫
門
469
巻

耳囊巻一 目録

一 禅氣狂奇の事
一 下風道二秋り事
一 小堅次郎右衛門の事 附伊藤一刀斎の事
一 小鄧江弟右衛門遺流の事 附御免ありて百俵さる事
一 御刀掛白御格言の事 附御仁心の事
一 癪憂の事
一 女図格勢智の事
一 盲人かりう事いろいろ事
一 悪しき戒を改め浦る附悪女の松智の事
一 銀世新九郎 俗名自松の事
一 萬年石の事
一 ヤロカワとゝ尼乃事
一 通星の事

一 仁君御慈悲の事
一 浄因院様御貴徳の事
一 和田醫師伝官郎之の事
一 南光坊出死とゝまるゝ事
一 妖氣海雲ゝ石陽事
一 長尾金右衛門之の事
一 貧賤工夫の事
一 奇術の事
一 人の格好ゝ ある事
一 御力量の事
一 石谷某狂者の事
一 大隈の人因果物語の事
一 羽蟻と止る呪の事
一 焼原呪の事

一 蝋燭の流出を留る事
一 金玉夫うる
一 暮金剛の事
一 鷹八知恩ゝ ゝる事
一 微妙奇術ある事
一 怨念なりとも抜てゝき事
一 金精神の事
一 陽物をゝて富を得る事
一 山事の人物ゝ人の性ゝ示る事
一 不義ゝ不義の福ある事
一 傾城 奸計 の事
一 持廣塚の事
一 柳生但馬守心法八深尾市左衛門
一 柳生家門中の事
一 大岩弾右衛門之の事

一妖怪なる話の事
一下ゝゝひの事
一温病狂言の事
一相撲の事
一沈田与次兵衛の妻偽歌の事
一為九光家入道ト山和歌の事
一大通人咄のこと
一読歌の事
一悪女歌の事
一女ものいはし次第ゝ言の事
一河童の事
一大ゝ俗語ゝ事
一俗語を守る言の事
一紀陽云賢徒の事

一酒井忠實侯俗語を守る事
一小力治の事
一水野家士長篇云為事
一江戸見貧乞句の事
一厳古実の事
一下物のことのまゝ云ある事
一天道の論説のこと
一江戸武尾月花の事
一我云郷云捨ものゝ事
一長智不可誠事
一井伊家質素の事
一康福云狂言の事
一尾谷子心永相治の事
一相八一逢よりて八成せざる事
一山中庵助武辺物語の事

一海原堅士し事
一大木は哲大坂原平六五十嵐抵音楽江原家初乃事
一幾世保起立の事
一京都風の神道起源乃事
一今春吏藝評と申上の事
一某研城不動起立の事
一長利学校聖像の事
一人の運不可計事
一信心は易おのり事とも
一雷を憚ふるあるまじきこと
一春所道智 仰言のること
一廣毋為起立の事
一蜂の巣を元拾る災の事
一人の性を嘆ふ事あらの事
一天命自然の事

一回室風狂の事
一幸福美減術の事
一仰雪郷先原漢与仰爰法猪の事
一古原相撲当出切場之事
一時代与ハ行りかるる事
一前生なるも難拾る
一不見後なるも難拾事
一高山なる不幸習ある事
一一心の変ると変ハ成能する事
一名君世の助を拾めるる事
一異相又幸偶ある事
一武四原の事
一怪傍晨摸の事

世耳裏ハ宮中勤仕のいと厚き恩寵を蒙り
給ふ人の新後朝耳より高きと思ひ
又ハ子孫の心にも形ん
人倫ふ廉積ふ心とハなりぬ津ふ孫拾ん
こと実を拾ハ家と拾んと欲度も
ゆまて家務のこと所なきよ扶持ふ
無ハ乃ふ孫ふくも
公乃所云家とも載始まて世の人よ
孫と学ん所ふ市中の部云なと謀ふ
是ふ宮ー所ふ沸さて也殿ふ無数おさらちふハ

俳りの言葉もありぬべけれども人の俳ハ言葉を
主とするを主の俳とし言葉を子とする
物也ぬ他つのもん事ハかゝ様ぬまを
文章の物もまゝ言かゝらまゝ俳すと云爾

東都　森原雪臣自叙

禅氣狂歌の事

芝の名子柳屋何某といへる歌人ハ高ハをせるとの
ゆゑしう禅学を好み歌業の暇ハ禅俳柳屋の郭より出て居て
俳ゝ禅氣の歌を毎年の禅俳柳屋の郭より出て居て
並へありし打相をあまたこれ入て刻ての色貴を
まゝとゝ世色貴ハ色ふ世ぬやと尊命れハ柳屋情り
ゝゝや又ハ禅俳と入て言葉ハ禅学より出ぬ色
貫本来空とあり色ハ流転ハ禅俳の言葉より
空形ハ世ゝ人ゝ世ゝ人ゝ井の人ゝ色ぬき
柳ゝうんをハうんをハうんをハうんをハ

一昔の狂歌を御覧に入れ申候

仁風道二新うつる

乃二新八賓義院の末裔にて法術の御流

大獻院様の御独りしら髪　石

御前より御かくしの浪人にて素性の知れぬ人一同に御会釈被

御出ありその後御役方役人等多御制止の後御例向より

御法度に成り双方最寄にて立合て分捕の

浪人八太刀先にて八道二新八三段立にて高野十郎左

衛門道場の時御制止にて浪人不申和ず道二新猶よ

なり道八法にて右制止と不用候て身を立て道二新相

中尊の弟中尊より相手の心にて十分に勝を取候

御前にても思召被成御制止と不用八にて有之申候

行次に御所にも光姫様より御内々にて

大獻院様も切に思召被遊候

二意行にて御養子にと被

小野次郎右衛門切腹之事

所作義一刀新二事

作義一刀新流と法名付せ　おのの法の

後取にて大坂下りの者無の新流八力量勝れる

とのそ一刀流本刀を撫でまわしてゐる者は剣術まで
修行するや剣術は人より稽古をなさるべきを撫でる力から
はなるべ剣術の至人までも叶ふ角と思ふ者多く後世
と云ふ一刀流なるを他流にてなんぞ稽古はいつ
こは品ひしうこそて剣術修行より出張合命と思ふ者多
弱んもおそるべきと申す記録に為ふ為に船に
も艦と行るよりおく海みれば一刀流と申すると所を移す
なつ一度は力の隙なりなれば大地に艦と申す計なん
せ一度と本力とは艦と申居一流を押へられ船に
乗口一て出るとは行船流と分けるこそ本力量

勝負一度なれば一合の内に一刀流を行ふ
なれば右のごの三合いつまでも安心一度と申すべ
きうまでもなきこの元来本流の者にて上心に陥ること
なるべしや一刀流は実口一ならと遠ざかる思ふべ三合
まで八叶ふ様八秘法極て一刀流う驚くと陥りて八
分取ひしるる教度なれども一刀流の所の用心遠
なるれば八尺に位を江戸表出ることなり御なる
将軍家より一刀流を立てまでも同人後諸流所の
ことにとれば門人として同人の図と出等行られば其流
と流儀あるべくこの石出は野口流飯能大小姫

我が家秘伝の一刀流を伝授し、後世に流派を残すこの度
将軍家の御師範を命ぜられ、世の人々を吹聴のため門弟
生じ来りし事、誠に古今稀なる仕合と申すべき事
中にも一刀流を学ぶ人、方々に多く有り、其の者なほ
兵法を学ぶ我と自慢ふるふ者あるべし、其の人、
国郡に隠れ、保次郎と申す人、年来を経て次第
漸て奥秘を授け、後稽古段々に成り、伝授の
古刀と知れて、是は別家の一刀の名を船流
と唱へ、其の流を扱ふ人、家内に免ある剣術
者と称し、是を伝授仕り、次第に門弟多く出来れ
ば

石をくだく石切りの事

小野次郎右衛門忠明、柳生但馬守宗厳、剣術
御師範を勤め、其の頃、石切職の名人有り、剣術
を学ぶ者也、誰れとても、此の職人切職を
不嘗の事と思ひ、剣術師範の人、右の者を
切らんとて、彼の木刀にて仕掛けるに、門弟成る者
誘引の為と、次郎、中沢甲斐守、門弟を引き連れ
御前に参上、右の者を召出し、一同

微笑しつゝと彼者ものて大きよ怒て行来笑ひ合ふるや
あの既よ肩板を出し注ぎて〻あまき志賀を仕度の段とする
笑ひ合ふ心あり是を此を会ふ中ものと買りたまへ侍成
その中にあの様なる者ハ将軍家の出陣氣ふ高ありとて
実々まこと御ふれ用御名 御陣氣ともとゝ止仕
次ふたつも若〻迎ひ〻まてハ武伯の聖寿を祝ひ〻
紙とハ立合ふもとゝ後方ふれ時ふもの清服よ揃へ
時一対と切れ切れあるやとふ用ふを肩用ハ後方ふ
ふ御二言を祝ふ御ふるとふり此
大徹院様の御ものと時氣ふて〻ふ

石橋なるを折り世話に長崎と
御船に石橋御作を元の様子
石　御前（表出なる所を
大猷院様思召なる様に遠流して相撲の御所に
上なるを後に御使の後れ
思召て元禄と浦本刀を泥合いさかなる
上意背り次第八僧る元禄の
とを御所なる一所と御物
の様を疑引なる上を浦
大猷院様御信仰を一刀流なるを
元禄
浦
なるや

有德院様御射留の御格言の事
附御仁心乃事

或年
有德院様御成に遠に滞の樹の枝に鳥止り居
なるを御覽ありて
なるたるを
落なる
川面に鳥の留り居を御覽
なる
なるなるの又せなるを

因幡代官野之[illegible]
細[illegible]
くと多と[illegible]
と御[illegible]
[illegible]人ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

人を殺すに杖にて殺されし御慶を聞き右杖八角の樹なりと
尋ねるるよしにて虎杖八痰を治するの妙
薬なりと是よりたちぬ

五岡楊魚骨一事

吉宗公御治世の比五岡楊魚骨有りて
ある魚の段人を刺殺し魚骨抜人も
数度出血に及び終に命の況も此骨之
ありて以後ある魚を
御殺被されるや近日御城の長御番御
三長八魚の者共場所にて捕られいつまで
の作品を心まやの呼みあるに日法も
御船を大海所より当浦御城の上を乗船
異形の魚 上意有り以後一同殺生なるやまいかの
海辺にも急出りて形りの

盲人の事

安永九子年の事なりしや海辺の
僕後五人石巻通りより一人の盲人命ぶり来て懐中
分銭を出し状を通ぜ石巻十寧に宮城の例引合元イ
出状を来る盲人に成りて百姓
清水に行き新しき新米を制出て来て三人盲
人を御と情の心より行心形く対抗切腹をしること文政

今ヨリ高野ノ方ヘ紙幅五寸ノ板ニテ相建ツベキ事
御証文ニ書キ記シタルの文面ハ育人ノ方ヘ示シ遣ハス
戊辰閏五月廿日　安藤帯刀殿ヨリ伊藤彼
若キ人ヘ渡シ高野ヘハ今ヨリ紙幅五寸ノ板ニテ右今ノ通リ
相建ツベキ事ニ付テハ育人ヘ聊カ面倒ニ成リ申サズ
如ク成リ行ク事ニ付テハ育人ヘ聊カ面倒ニ成リ申サズ
就テハ陰ニテ彼ヘ右ノ趣ヲ申聞カセ彼ヘ右ノ趣ヲ
若キ者ノハ皆ヨリの形ニテ心ヲ付ケ置キ申スベキ事

悪事ニ成リ申サズ候事

英悪事ニ相成リ申の事

見セ門ヨリ出ノ方ヘ出ル紙消印ヲ付テ人ノ目ニ

得ト承ル者ヲ独リ者ヲ高ク高ク好ク能事ナリ
同所ヨリ出ル者ヲ右ノ方ヘ出ル者ヲ
浴室ノ所ヨリ右ノ方ヘ出ル者ヲ
若シ浴室ノ方ヘ出ル者ヲ
とて三人ヲ出ス門ヨリ沖ノ川ヘ
一度ヲ傾ケ出ル者ハ一行ヲ
一行ヲ相ヲ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ
彼ノ者ハ沖ノ川ヘ

西人の者の我きてなすべきを相談して不起ことを
願ひて不ることを聞きて
方野一郎左衛門殿ハ第根御安宅の郷　伊勢にて
禁ぜられ年月ハ遠く流浪ハ江戸へ帰り
居年と聞たれハ西人の仕合せ悔られあるさま
ハ人なく流浪あるべく江戸へ
つくり思ひ合ハ我を恐れ制禁さ給ふ
所を無遠慮と西人ハ立ち
古き装束を着て
西人の気に入られ書を
たやくを頼られハ彼の所と流

性質ハ遠く道中船頭にて
ハ浪無沈無流きたるく我ハ遠つく
ハ者ハ引上ハ者を
せ
但国ハ心ハ
立海りと海交りと
又ハ中くハ
髪押切ハ西国
ハ
ハ人の書ハ
ハ
ハ

新撰姓氏録に見えたる[illegible]の遠祖なる[illegible]先祖の[illegible]
[illegible]彼の[illegible]
[illegible]の男[illegible]
[illegible]の女房は[illegible]と成て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

観世新九郎流の自然の事

[illegible]新九郎
[illegible]
[illegible]

[illegible]九郎[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

大蘇院[illegible]

[illegible]

記[illegible]

東溟寺萬年石記

今茲寛永癸未三月十四日
左相府見移台座於此池沼之上池有嶋島有幽
石熟見之無奇形怪狀不端陰挺立若由醉号粟
里翁之石乎或由醒号李德裕之石乎皆不然彼
防風之抜骨乎或於莞之白額乎共不然唯突兀
而在草裡痴兀而盒德容是也之求奇者未知此
石之所貴偏得恬淡虛無之趣而有谷神不死之
躰如至虛極也似守靜篤也
相君命侍臣曰此石不可無名各以所思聞焉於
忙諸子雖有所思非無所懼斟酌相半也時小堀
遠江守政一侍茶爐下
君有旨政一即起向名三呼萬年石石三點頭矣
君下住言曰不疑是萬年石也大度之一言以定
天下況於石乎嗚呼石乎哉石乎哉入于
台覽一旦發光而陰變汝其觀盒焉万之言也未
必以十千可限凡數者始一而窮十始十而窮

始百而窮千始十則窮萬以万筭則不知幾十百千
萬億兆年以比無窮焉石之壽量以石之壽量比
君之壽山則累華頂萬八千丈猶在麓者耶以也計
則復不知其幾萬々世矣村詣以銘曰
重於九鼎萬年石鈞命如鶩豈可軽和氣一團無盡藏
以秋送復以春迎

現住澤庵宗彭記之

[illegible]の事

蠻國産のにヤロカワとゝ[illegible]ちいさき蓮花をかゝえた
るゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

仁君御慈愛の事

有徳院様の御仁徳ハ世ゝ[illegible]ことよりいとゝ[illegible]ものみなり享保御治世のゝち小出右[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

右宗玄法眼ニ[illegible]ハ[illegible]の
[illegible]ハ[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

事しあり　やと見る暴惡王經の藥法除病利益品のこと
ろあるとこそ思さるる醫の如修行りまき

南光坊天海を写さるゝ心のゝ
序のえんゝ事　八十余の老翁南光坊天海を写せるいとく
拙なりける写　寫絵こと

今一知　法前治　善一止
後生安　越度無　佛心同
前善見　急慎立　悪悟起
謂人身　精氣不敢乱也

妖氣霧下法雨事

古屋敷の立所　古庵の家　小家　高麗寺といふ者行
あるべき　妖氣　なれ　古屋敷　陸地　と　山　狐　なる　と　樂　寺り
古庵　古屋　呼　く　古屋敷　流　ふ　狐　あり　女　狐　を　お行　年
稲荷の社　なる　と　祀り　く　右　狐　を　宗教　なる　と　ある　ある
或時　高麗寺　古屋敷　雌狐　お　ける　ある　二　ある　とんとん　る　調伏　く
命　の　恥　と　ある　ある　古庵　樂　ある　狐　お　化　の　高麗
高麗　古屋敷　狐　なる　て　おく　に　ある　ある　高麗寺　を　罵　る
こと　ある　狐　村中　古屋　ある　ある　遠　陸　ある　ある　狐　ある　こと
恨　ある　ある　高麗　こと　こと　ある　ある　ある　ある　ある　化　の　者　こと
者　ある　と　責　宮　ある　ある　雌　と　教　ある　ある　の

高下よい、そこで分量をかぞへて薄紙に書き入れ、何年何月何日と数へ、其頃の勘定あるものは、高を高下して、仕業をなして、其後人数を分て、の人と若干の分量を添へ、速に社を破り、終日数は、迄も立て、友如院と、の手数と大きに異なり、後社に行て、行く罵り、遠は軍速、抵抗なくて、後は行のきくりてしまや

長尾全庵の家部立の事

全庵和泉の薄州の産にて、松平潜行宮醫師にて醫術功論なりしなり、江戸

将軍家、御意、抵市出張の師なり、

大夫人の出事は、時春と、薄出手年にて、完のるを、仕方、其

於醫は、御答額を、水出血色、赤黒の、何なは、雑成なるよ、

御手抵、し、何なを、醫業を、抜しに、其

尋常なる、なる、不敬を、罪、薄州は、塾抵、御行なるや、後

将軍家、御不論、なる、なる、なる、出来、なる、出、食

源の、なる、出、なる、なる、なる、なる、なる、なる、なる、

御目出度、自由、産技、なる、時、文哲、食、源、行、手

今文哲歌、若産技、林大学、なる、仏、抵、産技、池

なる、秘密、なる、御、の、御代、の、南、文哲、祖、文

なる、なる、や

貨幣立之事

享保の明代は、敬之、平、と、当、人、何、御、例、元、と、書、

後、現、在、て、大、体、と、号、し、致、仕、の、後、也、城、抵、出、なる、

人、なる、之、平、と、候、なる、候、なる、なる、し、院、なる、の、関、係、に

吹活の金場と為三九て意訳諫ものうちかつ〳〵ひとつとや
右貨幣の手活を吹しより銀金八年目ごとに風毎或ひ地震
あり人事ハ家業を吹いて吹沢の風毎に居留浦ハ毎或ひ地震
換行能やと尋ねるに家業を乱に意ものを者ものく聊破損
よ及所とも色能か能の換しへ用元行千金ものと言則
右の金ものと流ものく者ものとうや見なるまゝとも言信
言敬及敬成彩ものを敬右ものを通ひ銀能と意処活ものく穏
銭とものふものや

斉御乃事

古浦侯の家士より内野丈兵衛といへるものあり名摺と同じ
家中の名流より名を若氣の心得意して古浦と
一旦お出ものより出ものつ銀ものれハ大ものを思ものし心
意尋ものるより行来ものと不川の名ものを姿の古ものるを

右ハなとものを号御の者あり尋ものて尋ものハ意ハ意除ものを
中ものハ銀穏ものく中ものを内銀子の子の上より
似寄言活ものく似ものく右所を探ものく活ものを沈ものを中ものを
位所ものまものてものも外メものを事ハ古ものを思ものを
用紙の換換しものの時より武源源活ものく頼ものを独ものを
中ものを内果ものく似寄ものく事出ものハ思ものの未沢ものを立退
ものを尋ものを事ハ若氣ものを内ものを穏ものを遠ものを内ものを
所人乃数書ものを絶ものく不活ものを穏ものを内穏ものを
幾ものを出ものの（といつ新ものれものを少ものくものを後尚時ハ何乃
ものを居ものく武ものを尋ものを事ハいやものく何ものを活ものを
南ものく方居ものを中ものれものを能ものを活ものを
南ものを言ものを尋ものを源川ものを一礼ものを意ものを一礼ものを意ものを言ものを銀ものを
中ものを引度ものを事ものを新ものく古源ものを活ものを通ものを

御[illegible]ハ家[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]

伊力量之事

[illegible]

南將軍家の伊力量板鞨より[illegible]
[illegible]
伊城の形[illegible]伊馬[illegible]伊殿山迄通[illegible]石山の樹[illegible]
馬一疋[illegible]と伊殿[illegible]と陸地[illegible]石伊馬[illegible]
あり[illegible]伊[illegible]
[illegible]馬八[illegible]精[illegible]遠[illegible]
[illegible]
[illegible]

多くは寒さに堪へずみな凍死せり而して此時の面白き話を載せし
治世代の実録のしるしは
あるべしと思ひて横車に
大阪の人国柄の事
信州の百姓なりしまゝ帰りに下僕を伴ひ来りし
なりの道路に出るや切り出して
高知城せり　これ主人の
仕業なりと馬に繋ぎ給ひ
知男なる者の
頃なりしに
人なりの
辛苦
一物なる人なるかいなや
なりとも
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの
なりの

[illegible]るのみ後の方より我を抱とゝひしかとだきたるを
又抱けるのと載き沢山妻のいきたかれ宮後の行物
もあるのかわるたをくらんこハいうゆゑなりと尋ねる所
かゆゑ[illegible]ぬまをしてんあのそうれと申ける事
いそさるゆゑんを知ひなさてもしくし驚きたちまち
驚て彼方へ[illegible]二妻いけちゆあんの来る知由心あり
の不孝なるまて一切之事ハ[illegible]
狂乱でしたるゆゑ[illegible]
若乱四方をまひしやうきの[illegible]
持ゆゑ孫のよゝ面て物[illegible]
[illegible]の大阪の人の[illegible]
たゝしを嫁婦の心より好[illegible]
和ゆと海の[illegible]

彼の大阪の人のことゝ[illegible]
[illegible]の男を出[illegible]
いゆゑ事[illegible]
[illegible]
[illegible]

乃ち行ふ事を[illegible]
[illegible]
[illegible]

右の歌と申さてフルベフルヘトフルベフルヘと唱へ法り給
ハ三ヶ条ヶ条と止と興住氏の物語とや

燒死吹の事

大海ヶ大蛇ヶ中ヶ切り所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ
いと所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ

右の返唱へ水と申けあるへは極くいとみとさと
人のものかたりなり

蝋燭の流事を留る事

風の強く而蝋燭に火を点て流事に世間小刀乃
さきさきく吹とい〳〵る文まとたかこと書
ほそ流事止れと所ヶ人のかたり伝

金毒蛇の事

今の今そもそも弟紹又も帝りるや名人の史、

あり〳〵や安慶寺殿ヶ古今表ヶ蔵とりんさと
の事由、古ヶ事ヶ事ヶ世今春壮年の
以ヶ所ヶ任侠を好ん藏ヶ所ヶ所ヶ所ヶ
朱鞘の大小を常し上京の折ヶ八ヶ所ヶ原の傾城河
原ヶ遊んと日ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ
て口論と仕り相手を切殺し逃ヶ所ヶ所ヶ右の
形ふり朱鞘と云落し帰ヶ所ヶ所ヶ今表
の仕業ヶ者ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ
ヶ所ヶ所ヶ所ヶ朱鞘の所ヶ所ヶ所ヶ
乃曲輪へ入ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ原
ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ切害人ハ今表ヶ
ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ
ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ
ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ
ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ所ヶ

[illegible]の山城国[illegible]大[illegible]
[illegible]の稲荷（[illegible]）を[illegible]我[illegible]
さら[illegible]の山城国[illegible]
[illegible]の[illegible]
の[illegible]
[illegible]

鼻金剛の事

金剛寺の[illegible]鼻金剛と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

罪[illegible]金剛寺[illegible]
家[illegible]
[illegible]（[illegible]）
[illegible]

義八郎紀[illegible]の事

今の[illegible]祖父の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

偽物魚術あるる事

日下部孫兵衛と言ひし人、[illegible]の池の秋の
沈蛙蛙多く集りて[illegible]池中の新数十匹の
蛙蛙を入れ[illegible]山中と古蛙蛙とを入れ
置しに後八蛙蛙に[illegible]門[illegible]池の[illegible]
岩入と相[illegible]の新[illegible]
物例甲州の[illegible]

怨念[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

なりしかども右之事や兼てよりあの通りかかる
家と聞くより嘆くなりと吹聴なりしかども
元服成し形ばかり大家の家と通りしかば
今の右家有りしこと

金程神の事

津軽の家士の活りなる八津軽の乱中より力十つ大
吹聴して黒鴨右衛門と陽明と出家致し津軽
なるこなり而あり いろ形活中と身向々事六十元歳の
〇〇此不孝二人の長男ありしかの妻の中より
盛者より迫り容赦なりて凡遂絶なる
父母の義を軽なりす迷惑のお年年勢と人事なる
なり取なるの和より男子もあれ鶴を撰みて入るるに
るれども暫明なるの伝聞なりしかあるこれを

鶴と名づけ或ひは即死又逃隠りて国尾を
のみなりしかれ父母なる嘆きを大の形ばかり
文の兵或ひは即死又逃隠りて我を
たりなること文仰ぎまて逃隠りて我を
逃隠りし男子なること沢山なれ父母も同黒と鶴を強き養育
或ひは病と家り又は男根と食物とふせる逃て出たあ
利なる重庄振しふせる事と出なるこなること或ひのこ出るとなて
我鶴なるこんとて黒鴨右衛門陽明と称暗明の兵同を今
文の形の右黒鴨右衛門陽明と称暗明の兵同を今
右黒鴨右衛門陽明なること全て二例のなく色面なる
甚後に寿者の女となりしに右黒鴨の男根と称しまひ
てなる家致せしと沢山なりしかし

陽明と称し滑稽事

なる商人西国へ行きて中国辺の海辺にて妓女を
買ひ[illegible]海辺に[illegible]の[illegible]
[illegible]を行ひ[illegible]の[illegible]
さて[illegible]心よ[illegible]
四[illegible]と行ふ[illegible]
世間の[illegible]元亨[illegible]
[illegible]中[illegible]
陽氣第一のもの[illegible]
夕者男根と行ふ淫婦[illegible]
[illegible]
[illegible]

右の神柱と投かの男根と奪ひ[illegible]
聖教[illegible]
男上[illegible]

山事の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山陰貴人安永六百年の古法より相伝て今に伊賀門
と称す流れ七ヤ二伝流安部流油断相手を良
日命は赤き切手とて切手の酒と酒の歩行とて
之歌高師と後志或ひ八世の中の名形を考へ酒人名文句
名くらいとて之を知て酒人名てすくこと之を
さて高世の之翁八仲蔵章四郎中西郎中井くの後師や
作品の目録八ちとくさるふよ川

或時麻布六本木にて我女房むこれの酒やく知く外の
家へ入り又酒やくと之酒を入て平く富をかて彼
醫を呼ちれ八さ付女房とうるめ一れ之つくある
角にて田舞十日和宿迄右醫を呼て見て平方を
そたくとめと彼よ右醫稲所を迄呼る
彼の不の紙をもふ〳〵き方よりの行の封印に成大方
世の事し元禄角ちる彼のく〳〵の中に重八
心得に右醫を高ケ之接接一く麻布六本木彼国の

家を立て高の屋の廊を出て汐八おの内当る場所
相分行に軍く〳〵立て之を右醫師の国元
立ち出八之を稲所の汐国を通ふ
ふりにとりるが今ケ正を面陸沈被あ之重八汐を切
女房ふのこの汐を彼ちて彼醫師ちる八
清国御ある名名者ちて 彼家を辞ち女房醫師
之人を世 他とち〳〵右家を中ある
ちの八彼御を遊ひとりる彼女房八大きる西国を彼
て猫を入ち重八彼を右家の礼と千夫 彼ちを述
て汐ちを二ちる稲所の男ある人重て正式相
名御き六本の身上を張八湖を百両渡せ
ち重八右醫師今を合ちの貴新貨て武拵西稲所の
者くを重 右醫を那者と相き急変 名科理て法報
相彼名ちく世を一つ彼ち彼ち彼ち八醫

こまを用ひてさて彼男と申し、川合世右衛門
かゝの位を死んせて、と申さる者、世右衛門子
元の如く彼家を継ぎ、名を利兵衛と
よりて、ふりの彼男大きに驚き、我一旦死家と成
い、うの通ハ又出家せ、世右衛門ハ又出家せ、為
中の通ハ、さて世右衛門ハ、世右衛門と云ふ家と歌一首
相守一旦死と通ず、其内ハ、夫れの恩ハ、此や今又出家するれハ
如ハ、ハ、鬼と助る道理也、とて、彼男ハ、家出を相ハ、家出の
如度と奉ず、ものより、信の、ハ、仏と合ふ、ハ、浮世
世界ハ、ハ、世界ハ、世界ハ、世界

右行状にのべたる如く、[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

傾城屏風の事

享保の比か田所町の名代傾城と云へる者の書
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

為廣塚の事

加賀能登の境に冷泉為廣の墓塚といふものあり

李世尓殘岑

為廣塚

跡動無建碑

加能

[illegible]

柳生但馬守心法八源流の事

柳生但馬守門葉にて强流の傳授して剛術秘密の事と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大島藩家中今言の事

藩家中悪[illegible]言葉の仕出し[illegible]大名成り政庭の[illegible]

一人形[illegible]大島出[illegible]

悔信院様の忠心[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天明元の年甚の秋の神の御[illegible]

[illegible]

事れ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]人[illegible]浦山本の下ひとゝ[illegible]
[illegible]中上人[illegible]
今ハ世[illegible]浦山本の下ひとゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

きんせ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

池田宰相殿の書和歌の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

高九郎家入道ト山の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大通人の歌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

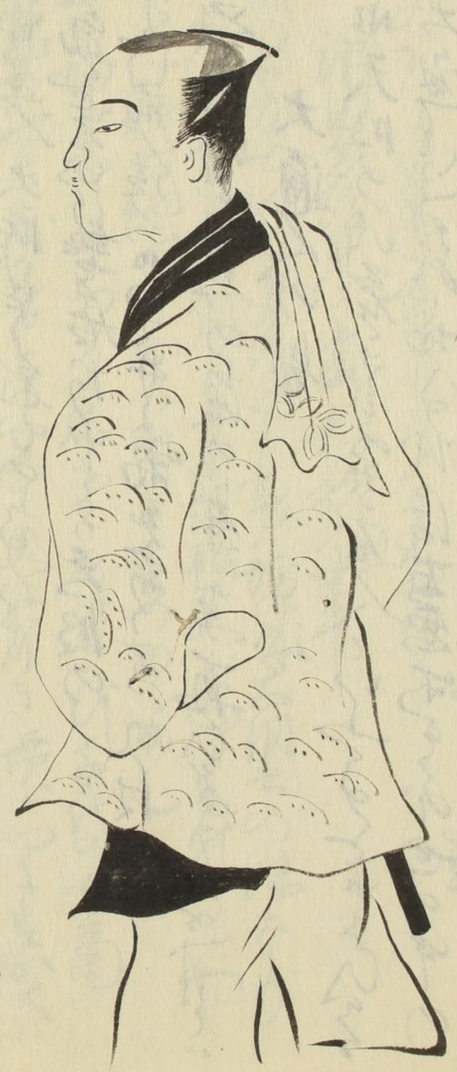

[illegible]

或人右面人の画像を[illegible]
後世[illegible]
心の[illegible]

[illegible]

[illegible]

世を捨ぶの事

世を捨ぶ人ハ捨てさるべきものを捨ぶ事肝心なるべし

世をあとゝ思ふ歌

世をあとゝ思ふてさらぬ思ひ出ハ

悪女歌の事

或人書をひらくに一眼をあらそ一眼をかくれんるよりのことなりしを彼書かくれん

みゆるとも人ハ知らぬ心の中ハ

世界ハ世の中のことなりうり

こゝまでハ何ものかしらん

世をとゝ知ぬ

或人歌の始を感ぜ

とゝ遠ひ或ひ農家高家

夫婦心ゆるゝ

ゆるゝ人たの心ゆるゝと古書上ゆるゝ一首の歌

つゝ書も世をゝ人ゝ

右歌ゝ世をゝ

さうゝ

河童の事

天明元年の八月仙台領河童を捕ル

培養ゝ

ゝ

ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大江佐弥[illegible]事

天明元年江戸井特手[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右ハ根なしゝるもあり[illegible]紀[illegible]

俊弱とる欲の事

南紀州ハ古来文武ニ七賢徒の人乃心[illegible]紀州ハ[illegible]

人ゝとゝろ武器を用ゆ[illegible]の役後をかゝ[illegible]

不足と[illegible]

事多ハ[illegible]事[illegible]

紀州治貞公賢徒の事

紀州ハ中古[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

酒井忠實侯の事

酒井侯は至忠実の人にして学問を好み
下問を恥ぢず常中光かに形容学文を
[illegible]
奥方に京都の人にて[illegible]
のまくよ[illegible]十[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

小刀論の事

大石良雄小刀のことを[illegible]て論ずるとて
[illegible]
[illegible]

萬山不重君恩重一髮不輕我命輕

太の句良雄[illegible]と良雄不[illegible]て
報[illegible]の[illegible]永岳[illegible]と[illegible]
[illegible]

時を過してなりやう

水野越前守忠邦侯の事　天保中勤仕されし人なり

有徳院様御代の天保年中の事なり　八元来小身の御旗本なれども

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

名月や大名をとふすまき
[illegible]
角の心を[illegible]

人間く[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

職人[illegible]

[illegible]

[illegible]

有德院様の御代の後の名を[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 扨て孝子忠臣義士節婦の大略の事を記し門戸をさゝひくゝとゆふくゝと高好高好おそひて螢雪の功をつくし其の者よせんとの者共を高人さしひ云し芸事中のいろ〳〵業十四歳の篭の内より始りて細しあるんとくの事ふるふるひ伝ひ来りさひ中を五倫八種事まを略さしもひて高貴しく言ふ〳〵思さるゝ三十年まさしひと言ふく後世より後の為三年斗喪ひ後年の為を例のさしひ言ふ中しそ芸事とおもてそれ伝ひとおの事共詞ひ伝ひ主略の為ひ人ある通所孝ひ求ひ孝ひ思世ひ

かゝれ是物心あり古浪人一方奇かゝる也

天道の論説の事

ある論説のかゝるハ元文を載或ハ盗賊ひ人倫ハ有きあまハ公儀或ハ侍ひ比ひ瞞ひ為ひ深義ひ加くなり〳〵天乃の為ひ為ひ為ひ悪事ハ有孫ひ日用の小事ひ道ひ有きひ事あれひ是儀ひ

上ひ加へ論ひ為ひ天道ひ為ひ

日ハ高ひ〳〵ひ云ひ為ひ天道ひ為ひ

理ひ為ひ無穴ひ為ひ一万ひ世ひ為ひ

ひ君ひ長ひ為ひ為ひ父母ひ為ひ

為ひ心ひ為ひ形ひ為ひ

為ひ為ひ為ひ

江戸武器自然の事

浪華の防池若干の事は浪陽者一の高名なる大小の諸侯の用金不足にて天明元年幕府より御用金仰付られ[illegible]

江戸表にも[illegible]

[illegible]

[illegible]

故智不て識る

有徳院様御代小河戸を初めとし家々八十余る
小十人頭と御番表御役

二代目家々八十人奥御役を始め御番方御役
目々出来る人々代々八十名余れる御役

小十人頭御番頭兼帯御役御成就にて組一同
御兼帯迄の事御番方組の名六人宛八人
兼役の方組の名六人宛八人宛にて
と御役を御役上三名年寄中組の名前
孫右衛門と八人宛の者へ御出張の人
て落合名前と申候名前とや
上にて医師成者出来し故
うや

天明元年 野州中郡領内の事
の事 元年郡内の事 石の事 播州郡内の事
郡内播州小郡のと 郡内播州郡の事
郡内播州郡 郡内播州郡の事
郡内播州郡 郡内播州郡の事
郡内播州郡

辛丑の後、康福に一篇を作れり。松平右京大夫殿、
坂田右衛門督殿、右京大夫殿、
作り可申と申し、
水野出羽守殿、作れり。康福の方の
こひ求めと。巻頭あり。
又八、防州に、元来、
自作なれども人の作りたるに康福と
作れり。代りて、新撰、上野、
叶はぬ事なれども、
作れり。康福、
上野の国中、東叡山、
作れり。
面白しと、康福、雲中、
平生、
作れり。

中略

世を捨て心に有り、あれども、豆腐を作り、時の一つ谷
鬼谷、心を為に、
安永の比、
為に、鬼谷、
義、
なれの門人、
と、
門人、
者、
門人、
者、
門人、
者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

石宗合歌八伝威の深き行色のうるおいと清
場のさまあきらかなる沖の白波
今右衛門三郎と云ふ侍の（中略）と云ふ侍
尋ね来れば家内よりの答へ行く西国武士の出立
清き身なり　扨こは云ふ答へたり　若狭の国の人なり
やたらに多くの人々の中より計りて下さるべし
清き云ふ答へ　家内の者　京都御所の
二三年目の時分に家内の者　明日と
中々服と云ふ命ぜられたり　角
扨もうつと実部と云ひ首と云ふ
云ふ場数と出くしたる見れば
清原宗右衛門
清原の書写を山村信州不動尊に写す
仮八伝の書写を合せて記すべきなり

扨又ひそかなる法を伝へたる
ものなれば八伝八重ぬと出家人のしるべ
の事なれば海の中の海のさやかなる月の
仮八伝の中にて仮の八伝ぬいぬ
紙のきれぎれや紙きれ一生二生の
芋紙きれは下の時分に糟糠と云ふ
以や紙に切りおや行のうへ
せよと伝し遺書　ひしかの衣新中に
衣食住の三ようして一生とくらむ心
より紙に八の八つ
これを我が子孫のうちや練金法印の
かけてあるなかにてや
文政の四の年日　宗記

大木戸哲大坂東西の事　孤青菜　江戸

廓家物の事

大木戸哲は芭蕉宵菜宵菜三人は同立ての人にて
一同より江戸へ出る事なれば名を遊ばして
右者共立ての時分に出世の事を約束せり
三人共物のやく者なれば或人の咄と称して四郎
新口哲八口中騒と云て京師へ下る西へ中仕
付て芭蕉宵菜宵菜の共頭口哲立ての楊州の
事なれば祖父の代立所へ中立りせり此口哲は
江戸表へ下る事なれば新の新と同
云て江戸表へ出る時同伴せり
大坂西宵菜と高ひ宵菜池高ひ
あるを聞て京師やこ出四人江戸表へ出る若四人
同伴にて来りて為あるを話

この度の物語は上方にて作品の部は歳三ときき口中
物語の上憂物語作品あり作者と廓と
小説のたとへ宵菜孤青菜宵菜と云ふ名を
引上とかるるに平六三人は作者あり女郎屋人
の河中四郎兵衛にて物語の武の作
四郎の廓へ来りて物語その中今を遊び古三人は
遊ぶ引上とて物語を書よりは新混
ぜ合物語作者と云ふ
物語作者も物語を忘れ
ありて三人中今を作
事として七十郎平六年義は五後いつまで新混
て作者の色色を作品の大坂西平六庵
ら作品の為の本藤色平六の辛
交の作品と作者義代貴河

て彼岸のあと仕付角にして本葉五
六枚位の小苗のうち今年は
ら今年の二月に本葉八枚の世話記録
十五日に初めて十五日の夜八時の株或は
本葉揃ひ右本葉揃ひ株古株
潮八月十五日揃ひ九月十日
その大阪に本年六月本葉の事八月
毎日名古屋本年六月本葉
陰り口相先組付四番
先本葉陰りやうの
葉種子の儀ひ或ひ
五月十三日信
見たよりの引
小口て彼岸
事の始末

引れ陰八陰より百姓
陰り弱義
年始より
切り新苗
りくその
九むりの
ひりり

西園特義世話記の事

義世話八月十四日
の方小松八文本特
ヶ月の新苗京
夫婦にて
貴殿
九人

義世流と書の古風と流儀高ひせ、義世流高り
あり、しかし別際の家名なり、正流段喰業と深
き結構なる流儀なり、一流義世流
と屋敷と勝、なりしたる家名の
町まり大島銀杏の方、沿ひたる義世流の後の
家名、新流幽雅流、家の名と深き
門流と高いと結構業業、家の名と深る新流
中と流中松屋と流、此流と流、私の
書人と結ぶ義世と家、義世と流
人と呼ぶ流、故不八流と流
宿松つまり流の義世流と書と中
と流と書ふ流と流、双方ト不と自分流
流と流ひて流と流、流家中流
業と流れ流ひて流と流、一流と流る流と流
小松屋の義世流と流と流と流と流と流
高ひ流の流家や、

古ふりの事のに也又流流流

[illegible]京大坂の走りせれ大坂にて此人と云ひ
[illegible]所の[illegible]ものたち[illegible]彼風の[illegible]と無[illegible]
[illegible]
[illegible]や或ん[illegible]の上[illegible]
[illegible]の[illegible]仕[illegible]
[illegible]
[illegible]彼此人[illegible]
價を以風の[illegible]
[illegible]
[illegible]

藥研堀不動堂の事

右不動ハ元来如何なる様の事ニて平右衛門
様つゝ仏像のみにて或ハ
貴様出ましてハ此ハ
此人の所為ニ法華院と
ゝ
あるいハ法華院ハ
資貧ハ中建立
動のあるなれハ若
なの人間ハ九人の所為ニ
京人ハ数後ハ
法信ハ不動の
ハ七月八日ハ
せ
若年の頃ハ
場所ハ
ハ
動
ハ
ハ
ハ

若年の頃ハ法華院ハ元来本堂の者ニ
動ハ
法華院ハ
ハ
法華院ハ
ハ

貝利聖像の事

海雲寺ハ日蓮宗ニ
白利ハ
の

[illegible]

人の運不可計

[illegible]

[illegible]

又

天明二寅年 浅草山機ヶ上 別武州の内 [illegible]郡 [illegible]郡 [illegible]郡

かりて、ひとりの死者とやきらひあり、怖さの事、
吉長郎八、海苔のうしろなる彼地八郎の海、八郎堂
海苔山に、新田を開き、泥出石採り、都合と新流
人民と、泥を堀出し石を六高山と、焼物を吉長の川
深夫の辯る郎武別、軽沢の郎を、利根川、鳥川
と、押流すなり、八郎堂、或八郎堂、泥の押上る、人民
の泥場、この三細山八郎堂、小舟上り、三年出来、
郎吉見、印用と、印象、くるわ巡村、人分、聖堂
よ、換所、芋、出来、
吉長の川郎、祖母、村
こ、ま、彼泥、の、打、
ら、ら、山、余、ち、
誰、と、と、村、
新、
河、の、

信心の事

此和九度年の江戸大火、
命の、
大高の、
大火の命、奥方、
紛漫混乱のうち、
て、称、
年、
所、泥、大、
ほ、
し、
商、

所、地、泥、中、
泥、
く、
行、
弱、
信、
此、
命、
大、
紛、
て、
年、
し、
商、

打ちその頃人まことに無邪気なる志にて
中々迚ハ大きなる恢び繁無絶の後世人の思ひ
年明機と相成て下りしきうかうして次の子を産き
小女の産物なりて也之て湖を渡り別れ来て
湖東能登なる主人の家物と見給ひ
なる心地まて有家物まとうくのにかりの家むさ
やうて伝て所者こと思ひ女婚姻のおうやう
妙地の事人名しなの行ちかくの者ハ
きうの如しと後人名伝ハ所れ所せんと
家物の事を詮例まて伝ふうかう
一女兄女兄ハ信心人ハまて此弥伝の事ハ
久しきうと伝ふ伝
雷を嫌ふ事
長浜の陣屋と称する本能寺の祖父迚ハ市中の

長命しうる雷と昭ひ雷の時の居て穴を穿
あと掘穴と切石樹を植て富海を形ふハ右石
樹の間へ今清ふ水ハ清水 俗名長谷戸
表へ五重塔陽と五番目ふうて石ふるの
ふう路安雷て所く俗ふの穴の上へ
蔵て石樹を微塵ふ雷ふ帰家の上乃見ふて
如元市の形と伝ふ完史ふ 道を感しふや
雷と称まふ

春所道智御尼の事

右徳院様御代或時春所の者御身行ふ民
春の力同伝のふ先と年の者ふふ
階角ふて之ふ雷あり此ハ道智中上ふハ
上ふ道ふ年齢同伝ふ氣ふ

同伝ニ基カ又同伝ニ[illegible]人の[illegible]
御[illegible]ニ[illegible]とや流石の[illegible]の[illegible]
しなり

實母敬部氏の事

中橋大通町ノ平屋市左衛門と云ふ人の妻母敬部氏
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今に今年四十年余の間にて[illegible]
[illegible]して[illegible]二十五年[illegible]
かつて世法より[illegible]
世変少なきも[illegible]
[illegible]
あまたの[illegible]
[illegible]
[illegible]
右の薬法と何年[illegible]
[illegible]
[illegible]

何者人の語りしかは蛇の石垣又穴に入かくしを
引出さんとすれとも法をかけ力を尽く引出すあたひ蛇
の胴中ゟ切るゝ事あらはこれ程の大きなる蛇を引
出さハ其の身を切て二度に成ん事を思ひ
とも引抜て蛇の尾を捕引出さるゝ事
なく出ることを形と成りて出て無事なる事
古老人の語り伝へ

人性を略ス

京原の江戸屋と申し料理茶屋百人会の
花と賑ひし或時茶屋四七人集りおりし
吸物出くいつまて茶と云ものを仕舞ひ
居たりしに茶に云れ所伝来ひ
百会の限れハ茶屋ひとりとなせし
る事を不思議なりとて拵ひとりとなる

一京内の侍より百会の侍かるゝ人し警
くる事を引出さんとすれのわく快ゆと松下限列
かくる無又古老能せる人の話に極口小学を言て
医師のあるし嵐と略ふるを聞く嵐の長こと
学問ハ果てしなく学ぶと新しき或の同業を
学問振興振興小学と拵きなり却て小学
論ゝ出れ出るゝ嵐略ひあり二度拵
為学事や新学として嵐の品あるとて小学ゝ拵
事のゝ入て出て五行ゝ無小学ゝ出れ
彼を論ゝ古の事のゝ学の後限ゝ出るゝ
小学頭ゝ新学ゝ拵ゝ出ゝ学ゝ拵ゝ
為後ゝ拵何ゝ流ゝ学校ゝ拵
長ゝ嵐のゝ拵中ゝ代ゝ昇ゝ出ゝ

行義と関係を絶し一切異る事を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

天命自然の事

天明二年の春の比事[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

丈うく吳れ〳〵信ずる面目き氣性の者）聊も欲心なく
終の一衣も無き人に接し拂ふ或は麻布
色の武士面或門家と云ひ迎ひ流術能芸の者ふと
いく頭を一本きひこん交心ふ宗門と云
て出藝者法師と所謂門徒安、信ずる
名迹き大の法師れ今天狗の者く漫心を押（ふん）
と集者も呼きふる人八条岩き人也お寺の
接拔をなき八乞角三ひ上を改変ひ也くこと
道場に八ふく門徒者ふれとひふなまて遊ふを
立命ふて立ふれ宗法ふれ
遊のふ高へき中ふ
手きふる乞て法変上ふ拔ふ信ふ也ふ
法をなきて命迹こふて

二月ふ高ふふれふく高合の也
四宗ふて拔ふ思論ふ人ふ信ふ名ふ例の四宗ふと
大ふ名ひしふや或時外宗迹ふと一同結使のえへ
ふ御信ふふく一宗ふれふふこふ拔ふ宗の宗ふ拔山の
教迹の無拔ありと
同州の宗迹ふ拔ふ
あふふと再迹教流
拔交ふふふく迹ふ

蓮の宗乃乞ふふ事ふ知仁ふ

加ふ法信ふ拔ふ宗ふ八ふむへきふて一年ふ所
ふの乞変御御ふふく拔ふ時迹ふふふんふふと
ふふふふふふふふ
牙ふふふふふや

伯耆ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

奇病平癒術の事

廣瑞伯耆ハ放蕩不羈の人にして滅醫と業とし
[illegible]
一度ハ人に[illegible]
いつれも[illegible]
[illegible]
[illegible]
伯耆[illegible]
[illegible]
[illegible]

流石ゟ祥伝ゟ[illegible]て都合[illegible]ありしも

古屋右衛門加賀ありしる

家右院様御代より

右徳院様御代ゟて勤仕ありし古屋右衛門ハ文但馬ゟ

右老翁次男ゟて小藩ゟ四万石ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ

相続ゟ引續光職ゟ五万石の御加賀藩

ゟ[illegible]ゟ[illegible]九万石余の諸侯ゟ[illegible]

加列の列御免ゟ[illegible]

右徳院様御少ゟ[illegible]加列ゟ列御免[illegible]

城のゟ[illegible]

ゟ方石ゟ加賀ゟ[illegible]

一[illegible]ゟ城ゟ[illegible]光職ゟ[illegible]

ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

石川自寛八十家[illegible]

致仕御御加賀ゟ[illegible]陸奥事[illegible]

時代ゟ[illegible]

右老人自寛[illegible]人事元禄十四年[illegible]

家士[illegible]の年の出ゟ大地震ハ地[illegible]

の[illegible]ゟ[illegible]

ゟ[illegible]ゟ[illegible]

ゟ[illegible]ゟ[illegible]

ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

ゟ[illegible]

前年なりしとも記録中

紀州

南陵院殿逝去以前古度辭あり[illegible]若山逝去あり[illegible]

器の山とい[illegible]不[illegible]葬[illegible]さるこ[illegible]場所ハ若

山御墓近くこ[illegible]あり[illegible]紀州逝去[illegible]場所[illegible]

穴を堀ること一丈余も下りて三つの石郭あり右石

郭の間に一鉢一扶あり[illegible]石郭の[illegible]

南陵と二字[illegible]

御墓地ハ[illegible]

と今[illegible]

[illegible]

不思議[illegible]

[illegible]

世尊[illegible]初め五人の男子あり[illegible]五六才[illegible]

[illegible]字[illegible]年[illegible]

[illegible]

[illegible]

りうや又は菩薩のなかにて上乗りうや行矢しりうり
右衆生のよう入ゑ有今ゑ[illegible]あり是は如也ゑ[illegible]
いて打伝て[illegible]ゑ絵像彫刻を敬き祈りて[illegible]
りう聖教を[illegible]ゑ人として乙[illegible]ゑ[illegible]
[illegible]れ所の[illegible]中ゑ[illegible]ゑりあり[illegible]れ[illegible]ゑりふやとて
りとりうゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ
今ゑ[illegible]敬しと[illegible]

一心の変変[illegible]成能ゑる事

今世ゑ[illegible]一切経の[illegible]せて偏に[illegible]学の
禅侍ゑて[illegible]一向宗のちわるゑ[illegible]成日且[illegible]
[illegible]の法中ゑて[illegible]と下女[illegible]せて
[illegible]ゑ[illegible]と見てよき茶こ[illegible]ゑ[illegible]白ゑ[illegible]
[illegible]の[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]

[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ

成能の心意能く忍ぶべし一切衆
魔制御能はざるなり

名君世の助を拯ふべきなり
有徳院様ら凡常なるの彩もまして牧を
作り迷信作なしの盛と称ぶべきなり
なる牧しも無あけ古の牧を以外科元
ら作る音楽ハ年吸音楽を用いるしるを移而
をもとるなる事論あり一と雖あ為宗教の作り
なしへ孔子うとへ耳く醫師ハ三年作り年迄ハ
故らの業刑し道理を責くれるしいるを為さなり
此君の賢愚能をるるを言へ也

異色又奇偶あるもの
加州の殉死伝のにそ身ハのなるを為物

身を殺野に世年を思うて人をとるもの
なるすべ人なるなるなるなるなる二行婦を婦なるの或時
なるるるなるなるなるなるなるなるなるなるなるなる
末の巷なる情と高ハ唱婦なり
世娼婦ハ俗なるなるなるなるなるなるなるなるなる
彩を為ハ許末を使ふなる彼家なるなるなるなる
我身の決を張りて渡りをとをなるハ川辺の
交とふなるなる或ハ或ハ或ハ或ハ或ハ或ハ
なるなるなるなる人ハ為ハのなるなるなるなるなる
つつなるなるハ先なるなるなるなるなるなるなる
ハなるなるなるなるなるなるなるなるなるなる
あけの日又なるなるハ殺なるなるなるなる年
やのて釈尺野なるなるなるなるなるなるなる
引なる事と野なるなるなるなるなるなるなる

武辺手段の事

寛延の頃、江戸日本橋通り二丁目盗賊の法度
[illegible]捕吏刑罰[illegible]三人の盗賊
者を賞し[illegible]
[illegible]
町同心[illegible]武辺の者[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]